

## 第12回人口・社会統計部会における指摘等への対応（案）

平成20年12月25日  
総務省統計局

指摘 1 耐久財等調査票の品目選定基準が本当に機能しているのか疑問である。もっとこの基準を明確なものとする必要がある。

次に、耐久財等調査票の位置づけについて、現在のSNA統計における耐久消費財ストックの推計には使われていないので、家計資産全体を推計するための役割というより、部分的に着目した資産の保有状況を把握することを重視するほうがよいのではないかと。そうであれば、太陽熱温水器は入っているが、省エネ・新エネ関連の機器等の把握することを検討すべきではないか。

さらに、貴金属等を除いているが、93SNAでは価値貯蔵を主目的とした貴重品概念が導入された。諸外国でも推計し始めている。「推定売却時価」が指定統計の調査品目として適当かという議論もあろうかと思うが、十分検討すべきではないか。

## ○ 基本方針について

耐久財等調査票の結果は、SNA（ストック編）において、「家計の主要耐久消費財」の基準年における耐久財項目に対するインフレーターの名目ウェイト算出に使用されており、これまでどおり、耐久消費財の所有数量、普及率等を総合的に調査するという基本方針は変更しないものとする。

ただし、エネルギー消費を把握するための項目（太陽光発電システム、エコキュート、次世代自動車等）については、今回、環境省と調整の上、可能な範囲で捉えられるような変更を行っている。

## ○ 耐久消費財等の選定基準について

耐久消費財等の品目選定基準は、原則、別紙1「耐久財等調査票の品目選定基準」に従っているが、1枚の調査票に記載できる項目数、時系列の比較等を考慮し、前回調査項目を基準に時勢に応じた改廃を行う形で項目を選定している。

これら耐久消費財の実物資産としての金額推計の際には、価格は「希望小売価格」ではなく、「実効価格」（家計調査の結果から、当該品目を抜き出して算出した平均購入価格）を用い、品目の選定の際には、資産価値を考慮し、この実効価格が一定以上の基準を課している。

また、耐用年数については、実物資産は「耐久消費財」について捉えるという観点から、一定の基準を設けており、財務省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）において、耐久消費財のうち全国消費実態調査で対象としている種類（「家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品」「事務機器及び通信機器」「光学機器及び写真製作機器」等）の耐用年数は、最も短いもので5年（別紙2参照。下記の例外あり。）であることから、耐用年数を5年以上と定めている。

「パソコン」は、昭和59年調査から調査項目としており、財務省令では、これまで耐用年数6年と基準を満たしていたが、前回調査後、推計時に同省令が改正され耐用年数4年に変更された。しかし、パソコンは現在においては、すでに家計に対する家財の便益の供与が非常に大きい耐久財となっていることから、この基準のみをもって調査項目から落とすことはせず、引き続き調査項目とした。

また、スポーツ具は一律3年の耐用年数であるが、「ゴルフ用具一式」は例外として調査対象としている。

○ 宝石・貴金属類、骨董品等の扱いについて

衣類、宝石・貴金属、美術品、骨董品等については、時価評価が困難である理由から、これまで調査対象から除外している。

全国消費実態調査において、これらを調査対象とするかどうかについては、価格評価の方法を含め十分な検討が必要であり、部会での審議状況を踏まえて対応することとしたい。

〔対応案1〕

衣類、宝石・貴金属、美術品、骨董品等については、平成21年調査ではこれまでどおり調査しない。次回以降調査するかどうかについては、今後、価格評価の方法を含めた検討を行う。

〔対応案2〕

平成21年調査では、「Ⅲ その他の耐久消費財等」欄において調査することとし、記入状況の確認等を行う。

カナダ (Survey of Household Spending) においては、住居のみ「推定売却価格」を書かせており、設備・家具・装備品については、所有の有無、調査年において支出した金額を、美術品及び宝石類については、調査年において支出した金額計のみを調査している。

指摘2 カーナビ、家庭用浄水器、プリンター、家庭用ゲーム機といったものも、世帯普及率が3割を越えているので、調査対象として検討すべきではないか。カメラはデジタルカメラを含むとしているが、ひとくくりでよいのか。パソコンもノートブックとデスクトップを分けた方がより実態にあうのではないか。将来性を加味する点からするとこの選定については不足があるのではないか。

#### ○ 固定品目（家具・電気製品等）の選定について

耐久消費財等の品目選定基準は、原則、別紙「耐久財等調査票の品目選定基準」に従っているが、固定品目の選定は、1枚の調査票に記載できる項目数、時系列の比較等を考慮し、前回調査項目を基準に時勢に応じた改廃を行う形で項目を選定している。（別紙3）

個々の品目の検討状況は以下のとおり。

##### (1) カメラ

カメラ全体に占める出荷台数の割合は、すでにデジタルカメラがほとんど（99%以上）を占めており、残りのフィルムカメラは、5年の耐用年数を考慮すると、デジタルカメラとひとくくりにしても資産推計に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。

##### (2) パソコン

パソコンは現在では、ノートブック、デスクトップともに、性能、価格とも多岐に及んでおり、ノートブック、デスクトップのくくりわけが、耐久財としてのパソコンの普及状況及び家計資産の推計において必ずしも有用でなくなっている状況から、ひとつに統一することとしている。

##### (3) PC用プリンター

普及率が高いものの、実効価格が低いことから選定せず。

##### (4) 家庭用ゲーム機

普及率が高いものの、実効価格が低いことから選定せず。

## 耐久財等調査票の品目選定基準

全国消費実態調査では、昭和34年の調査開始時より、次の考え方に基づいて主要耐久財等について保有数量等を調査してきている。

- 経済発展・生活様式の変化等の指標として普及程度の把握
- 家計ストックとしての実物資産額の推計

平成21年調査においても、これらを考慮した選定基準により、総合的に調査品目を検討した。

### 1. 耐久財の品目選定基準

調査の対象とする耐久財のうち、「Ⅰ 家具・電気製品等」及び「Ⅲ その他の耐久消費財等」の選定基準については、平成16年調査における基準を参考に次のとおりとした。

- (1) 最近時点の実効価格が3万円以上のもの
- (2) 耐用年数が5年以上(財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」5年以上)のもの
- (3) 1世帯当たり純資産額が一定額以上(原則1万円以上)のもの
- (4) 価格は低くても、保有していることにより、家計に対する家財の便益の供与が大きいもの

### 2. 固定項目から削除する品目

平成16年調査において固定項目となっていた品目について、耐久財の品目選定基準(上記「1.」)をより具体化した下記のア～カの基準を設定し、これに3つ以上該当するものについては廃止することとした。

- ア 平成16年調査において、品目単価が3万円以下のもの
- イ 財務省令(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)による耐用年数で5年以下のもの
- ウ 平成16年調査において、1世帯当たりの純資産額が1万円以下のもの
- エ 平成16年調査において、普及率が50%以下のもの
- オ 消費動向調査(内閣府)において、平成17年3月から20年3月にかけて普及率の低下が著しいもの
- カ 近年、家計に関する家財の便益の供与が薄れているもの

廃止する品目
○ビデオテープレコーダー
○応接用座卓(食卓を除く)
○電気こたつ

### 3. 固定項目に追加する品目

上記「1.」の(1)，(2)及び(4)に，今後の社会情勢の変化に伴う普及率の増加等の将来性を勘案し，追加する品目を決定した。

追加する項目
○IHクッキングヒーター
○電気マッサージチェア
○空気清浄機

### 4. 名称・定義等を変更する項目

変更前	変更後
○カラーテレビ (29インチ未満)	○カラーテレビ (ブラウン管)
○カラーテレビ (29インチ以上)	
○洗濯機	○洗濯機 (乾燥機一体型 ドラム式含む)
	○洗濯機 (その他)
○DVDレコーダー	○ビデオレコーダー (DVD ブルーレイを含む)

### 5. 調査項目の振り分け

主要耐久財等の調査項目の振り分けについては，現在及び今後の普及率の動向，実物資産としての価値，記入者負担等を考慮して，次の基準によるものとした。

品 目	記入方法及び調査項目	
(1) 1世帯当たり純資産額がおおむね1～2万円以上	固定項目	所有総数，取得時期別所有数
(2) 1世帯当たり純資産額がおおむね1～2万円未満	固定項目	所有総数
(3) (1)及び(2)を除き購入金額が10万円以上の耐久財	自由記入	名称又は品名 所有総数，取得時期別所有数

## 全国消費実態調査 耐久消費財の耐用年数一覧

財務省令で定める減価償却資産の耐用年数				対応する全国消費実態調査の耐久財調査品目(家具・電化製品等)
種類	構造又は用途	細目	耐用年数	
器具及び備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	応接セット		
		その他のもの(主として金属製のもの)	8年	(24) 応接セット
		ベッド	8年	(27) ベッド・ソファベッド
		その他の家具		
		その他のもの(接客業以外のもの)		
		その他のもの(主として金属製のもの以外)	8年	(1) 和だんす (2) 洋服だんす (3) 茶だんす・食器戸棚 (21) 整理だんす (22) 鏡台 (23) ユニット家具 (25) サイドボード・リビングボード (26) 食堂セット (37) 書斎・学習用机
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー その他の音響機器	5年	(17) 薄型テレビ (18) カラーテレビ (19) ビデオレコーダー (38) ステレオセット又はCD・MDラジオカセット
		冷房用又は暖房用機器	6年	(13) ルームエアコン
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6年	(8) (9) 冷蔵庫 (10) (11) 洗濯機 (12) IHクッキングヒーター (29) 電気マッサージチェア (30) 電気掃除機 (31) 自動炊飯器(遠赤釜 IH型) (32) 電子レンジ (33) 食器洗い機 (34) 空気清浄機 (35) 電動ミシン
		じゅうたんその他の床用敷物		
		その他のもの(業務用のもの以外)	6年	(28) じゅうたん
		その他のもの		
		主として金属製のもの	15年	(4) システムキッチン (5) 給湯器 (6) 洗髪洗面化粧台 (7) 温水洗浄便座 (36) 太陽熱温水器
その他のもの	8年			
2 事務機器及び通信機器	電子計算機			
	パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	4年 (※1)	(20) パソコン	
	テレライター及びファクシミリ	5年	(39) ファクシミリ	
	電話設備その他の通信機器			
4 光学機器及び写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5年	(15) ビデオカメラ (16) カメラ	
	9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	3年 (※2)	(40) ゴルフ用具一式	
11 前掲のもの以外のもの	楽器	5年	(14) ピアノ	

※1 「パーソナルコンピューター」の耐用年数は、平成16年調査時までは耐用年数6年であった。

※2 スポーツ具の耐用年数は3年であるが、「ゴルフ用具一式」は従来より調査項目としている。

## 平成21年全国消費実態調査 固定項目選定状況一覧表

選定基準			ア	イ	ウ				エ	Total	
項 目 (中央文字はH16新規項目)	21年 全消	所有 数量 ※1	耐用 年数 (年)	単価(円) ※2	1世帯当 たり純 資産額 (千円)	普及率(%)				便益が 薄い	
						平成16年 全消	平成11年 全消	H20.3消費 動向調査	H17.3消費 動向調査		
和だんす(作り付けを除く)	◎	1,184	8	66,300	10	76.6	75.7	-	-	-	-
洋服だんす(作り付けを除く)	◎	1,622	8	77,600	19	87.1	90.5	-	-	-	-
茶だんす・食器戸棚	◎	1,499	8	70,600	19	94.7	95.5	-	-	-	-
システムキッチン	◎	584	15	699,100	141	56.8	42.9	57.8	49.6	-	-
給湯器(ガス瞬間湯沸器を除く)	◎	604	15	177,100	42	57.6	51.0	-	-	-	-
洗髪洗面化粧台	◎	720	15	58,700	14	63.3	45.6	63.3	57.4	-	-
温水洗浄便座	◎	733	15	71,000	24	59.1	41.6	68.3	59.7	-	-
電気冷蔵庫(300ℓ未満)	◎	454	6	36,500	31	39.5	41.8	37.4	40.3	1	1
電気冷蔵庫(300ℓ以上)	◎	820	6	126,800	31	76.3	74.4	75.4	70.2	-	-
電気洗濯機(乾燥機一体型)	変	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-
電気洗濯機(その他)	変	1,085	6	57,000	16	99.2	99.4	99.6	99.3	-	-
ルームエアコン	◎	2,347	6	110,200	66	86.9	84.2	89.0	87.0	-	-
ピアノ	◎	279	5	354,000	14	27.2	25.2	23.3	21.4	1	1
ビデオレコーダー	変	282	5	74,000	13	25.6	-	71.7	49.0	1	1
薄型テレビ(プラズマ)	◎	29	5	427,800	7	2.6	-	-	-	2	2
薄型テレビ(液晶)	◎	86	5	183,400	10	7.7	-	43.9	11.5	1	1
カラーテレビ(ブラウン管)	変	1,568	5	37,800	28	82.1	88.9	-	-	1	1
		572	5	122,700		47.2	42.3	88.3	97.4	2	2
ビデオカメラ(デジタルを含む)	◎	452	5	91,300	12	41.4	39.7	41.4	37.9	1	1
カメラ(デジタルカメラを含む)	◎	1,401	5	39,600	16	80.4	87.3	75.8	83.8	1	1
パソコン	◎	999	4	183,200	10	69.3	37.7	73.1	64.6	1	1
整理だんす(作り付けを除く)	○	1,875	8	30,900	11	85.4	91.8	-	-	-	-
鏡台(ドレッサー)	○	796	8	55,900	6	69.4	73.8	-	-	1	1
ユニット家具(購入価格が20万円以上)	○	86	8	350,800	9	6.5	8.0	21.7(条件無し)	21.6(条件無し)	2	2
サイドボード・リビングボード	○	586	8	68,800	8	48.0	47.5	-	-	2	2
応接セット(3点セット以上)	○	282	8	197,900	11	26.7	28.3	38.5(条件無し)	38.1(条件無し)	1	1
食堂セット(食卓と椅子のセット)	○	805	8	91,300	15	78.4	76.0	-	-	-	-
ベッド・ソファベッド(作り付けを除く)	○	1,228	8	44,700	10	62.9	56.7	62.4	56.7	-	-
じゅうたん(5万円以上のもの)	○	236	6	222,200	9	17.2	18.4	63.3(条件無し)	64.6(条件無し)	2	2
電気掃除機	○	1,431	6	24,800	9	99.3	99.2	98.1	98.2	2	2
自動炊飯器(遠赤釜 IH型)	○	952	6	23,600	8	85.5	81.8	-	-	2	2
電子レンジ(電子オープンレンジを含む)	○	1,033	6	25,000	5	97.4	95.2	95.8	94.0	2	2
食洗器	○	192	6	59,600	3	19.1	-	27.4	21.6	2	2
電動ミシン	○	720	6	61,000	7	67.1	70.5	71.3	72.0	1	1
太陽熱温水器	○	92	10	305,800	5	9.1	11.5	-	-	2	2
書斎・学習用机(ラテイングデスクを含む)	○	1,131	8	57,900	11	64.2	64.6	-	-	-	-
ステレオ、CD・MDラジオカセット	○	1,312	5	23,000	6	80.3	77.9	-	-	2	2
ファクシミリ(コピー付を含む)	○	521	5	32,100	4	51.1	33.1	59.0	49.7	1	1
ゴルフ用具一式(ハーフセットも含む)	○	509	3	142,700	10	38.4	41.9	40.0	39.1	2	2
携帯電話(PHSを含む)	○	1,823	10	10,800	7	84.7	64.9	90.5	82.0	2	2
応接用座卓(食卓を除く)	×	532	8	32,300	3	39.0	56.4	-	-	2	2
電気こたつ	×	1,135	6	12,800	2	75.9	81.5	-	-	2	2
ビデオテープレコーダー	×	1,192	5	20,400	6	81.5	78.5	-	-	2	2

◎：所有総数・取得時期別所有数 ○：所有総数 ×：廃止

※1 全国消費実態調査結果による1,000世帯当たりの所有数量

※2 家計調査の家計簿から当該品目を抜き出して算出した平均購入価格

以下の基準に全て当てはまるものは削除する。

↑内閣府消費動向調査  
削除項目あり。

## 削除基準

- ア、耐用年数5年未満
- イ、実効価格3万円以下又は純資産額原則1万円以下
- ウ、普及率が50%以下又は消費動向調査で普及率が低下しているもの
- エ、近年家計に対する家財の便益の供与が薄れたもの